

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年 11月 26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500013 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500050 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認める
ことはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録
が、労働契約書に基づく報酬月額（11 万 9,600 円）と一致していない。調査の上、標準報酬月
額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 17 万円と記録されてい
ることが確認できる。

また、請求期間のうち平成 28 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額について、標準報酬
月額の定時決定は、厚生年金保険法第 21 条第 1 項の規定に基づき、事業主が毎年 7 月 1 日現
在における被保険者の 4 月、5 月、6 月の報酬を基礎として健康保険厚生年金保険被保険者報
酬月額算定基礎届（以下「算定届」という。）を提出し、これに基づき 9 月から翌年 8 月までの
標準報酬月額が決定されることとなるところ、A事業所が平成 27 年 7 月に提出した請求者に
係る算定届及び請求者に係る平成 27 年賃金台帳により、請求期間のうち平成 28 年 4 月から同
年 8 月までの標準報酬月額は 17 万円となることが確認できる。

さらに、請求期間のうち平成 28 年 9 月から令和 4 年 11 月までの標準報酬月額について、A
事業所から提出された請求者に係るタイムカード及び賃金台帳により、平成 28 年 4 月から令
和 4 年 12 月までの期間において、請求者は同事業所に出勤しておらず、9 月以降の標準報酬
月額を決定する各年 4 月、5 月、6 月の報酬が請求者に支払われていないことが確認できると
ころ、日本年金機構は、このように標準報酬月額を決定する要件を満たしていない場合、厚生
年金保険法第 24 条第 1 項の規定に基づき、実施機関が決定する額が 9 月以降の標準報酬月額
となり、実施機関である日本年金機構が 8 月までの従前の標準報酬月額である 17 万円を、各
年 9 月以降の標準報酬月額とみなして決定した旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について請求者の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。